



香川労働局発表
平成26年8月4日

担 当	香川労働局労働基準部
	健康安全課長 合田 弘孝
	安全専門官 森脇 忠臣
	電話(087)811-8920
	夜間(087)811-8926(呼)
http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/	

スレート屋根等の踏み抜きによる 墜落災害防止対策の取組強化

～スレート屋根の踏み抜きによる墜落死亡が多発～

香川労働局(局長 かとう としひこ 加藤 敏彦)では、平成26年における労働災害による死亡者が急増していることから、6月2日から「ストップ・ザ・死亡労働災害」を県下の労働災害防止団体等へ緊急要請し、取組を展開しているところであるが、去る7月16日に、さぬき市においてスレート屋根(スレート、木毛板等で葺かれた屋根)からの踏み抜きによる死亡災害が発生した。

このスレート屋根からの踏み抜きによる墜落災害は、本年3月4日から7月16日までの間に、4件(死亡3件、休業2か月以上1件)発生している(別添1)。

今後も予断を許さない状況であるため、今回、「ストップ・ザ・死亡労働災害」の取組の一環として、「スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止対策の取組強化」を下記のとおり行い、県下の関係団体等に要請(別添2)を行うほか、集団指導や県内各労働基準監督署による説明会、監督指導等を実施する。

記

1 実施要領

別添3のとおり

2 実施期間

平成26年8月8日から12月31日まで

3 その他

- * スレート屋根等からの踏み抜きによる墜落事故がおよそ4か月の間に4件(うち3件死亡)発生

昨年は県内でゼロだったスレート屋根等からの踏み抜きによる墜落事故が、3月から1か月に1件のペースで発生していることから、同種災害の防止対策の取組を強化します。

- * 墜落防止措置が不十分

3件の死亡事故は、労働安全衛生規則第524条(労働安全衛生法第21条第2項)で定められた歩み板を設置する等のスレート等の踏み抜きによる墜落防止措置が不十分な状況。

- * 踏み抜きによる墜落は重篤化の危険性大(第三者を巻き込むことも)

スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害は、死亡・重篤に至るケースが多く、また、墜落によって、第三者が関係する二次災害へと繋がる可能性もあります。

スレート屋根からの踏み抜きによる墜落災害一覧（平成 26 年）

番号	業種	発生日	発 生 時間帯	事故の型	発 生 状 況
				年 齢 程 度	
	製造業 (製材業)	3月4日	16時台	墜落・転落 20歳代 死亡	2階の資材置場の窓から工場の屋根に上がっていたところ、スレート屋根を踏み抜いて、約5.7mの高さから墜落した。
	建設業 (電気通信工事業)	4月30日	9時台	墜落・転落 30歳代 死亡	資材置場のスレート屋根上で、太陽光発電パネル設置のための墨出し作業中、スレート屋根を踏み抜いて、約6.9mの高さから墜落した。
3	建設業 (その他の建築工事業)	6月11日	8時台	墜落・転落 10歳代 休業2か月	スレート屋根上で、スレートを撤去するための準備作業を行っていた際、スレート屋根上で転倒し、スレート屋根を踏み抜き、約5mの高さから墜落した。
	建設業 (その他の建築工事業)	7月16日	13時台	墜落・転落 60歳代 死亡	工場建屋を解体する工事で、スレート屋根に上り、屋根を移動中に明かり取り部分を踏み抜き、約6.5m下に墜落した。

注：番号を で囲っているものが死亡災害

関係団体等への要請

(1) 日 時

平成26年8月8日(金) 13:30～ 建設工事関係者連絡会議の冒頭

(2) 場 所

高松サポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール (高松市サポート3番33号)

(3) 要請対象

- ・国土交通省四国地方整備局
- ・香川県の工事担当部署
- ・建設業労働災害防止協会 香川支部
- ・西日本高速道路株式会社 四国支社
- ・独立行政法人 水資源機構 吉野川局
- ・西日本電信電話株式会社 香川事業部
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・四国電力株式会社 高松支店
- ・四国瓦斯株式会社 高松支店
- ・一般社団法人 香川県建設業協会

(4) その他

要請の取材の可否 会議冒頭の本要請についてのみ可

「スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止対策の取組強化」実施要領

香川労働局

香川労働局においては、平成25年度より「香川労働局第12次労働災害防止計画」(平成25年度～平成29年度)に基づき、労働災害防止対策の強化を図ってきたところである。

しかしながら、平成26年における労働災害による死亡者が急増し、6月2日から「ストップ・ザ・死亡労働災害」を県下の労働災害防止団体等へ緊急要請し、取組を展開しているところ、7月に入り、スレート屋根等からの踏み抜きによる死亡災害が発生した。

このスレート屋根等からの踏み抜きによる墜落死亡災害は、本年に入り3件発生し、今後も予断を許さない状況である。

このため、今回、「ストップ・ザ・死亡労働災害」の取組の一環として、県内の建設事業者及び労働者をはじめとする関係者に対して、スレート屋根等の踏み抜きによる墜落死亡労働災害を今後絶対に発生させない決意を共有し、下記の事項について取り組むよう呼びかけることとする。

記

1 取組期間

平成26年8月8日から平成26年12月31日

2 実施事項

要請、広報、周知、集団指導、監督指導等

工事業者、スレート屋根等設置事業場に対して警鐘と対策の徹底を呼び掛け

工事業者はもちろんのこと、工場や倉庫などにスレート屋根等を使用している事業場に対しても、別添リーフレットを配布し、危険性への理解と対策の徹底を呼び掛ける。

3 各事業者の実施事項

(1) 現場トップによる死亡労働災害防止に係るメッセージの周知

(2) 墜落・転落災害防止対策

スレート屋根等の危険箇所における安全作業の徹底

予め作業計画を作成し、以下の措置を講じること。

- ・ 幅30cm以上の歩み板を設ける。
- ・ 安全ネットを屋根の下に設ける。
- ・ 親綱を設け安全帯を使用する。
- ・ 墜落防止用の頭部保護帽を着用する。

4 スレート等の屋根上の危険の防止に係る関係条文

労働安全衛生規則第524条(労働安全衛生法第21条第2項)

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

スレート踏み抜き墜落災害撲滅の多発

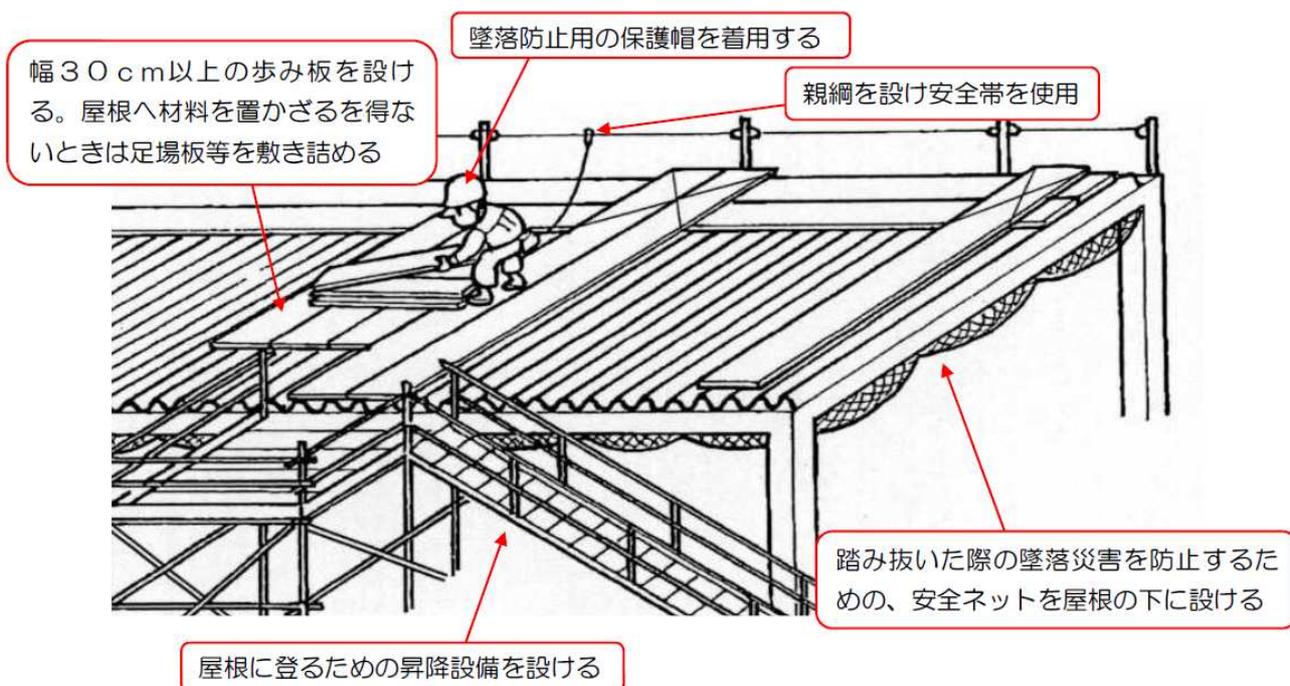
～スレート踏み抜き墜落災害撲滅のための要請～

香川県内では、平成26年3月からスレートを踏み抜くことによる墜落災害が多発（7月31日現在で死亡3人、休業2か月1人）しており、今後も予断を許さない状況にあります。

香川労働局においては、スレート等を踏み抜くことによる墜落災害を未然に防止するため、あらゆる機会をとらえ、全力を挙げて取り組むことといたします。

皆様の事業場におかれましても、スレート等でふかれた屋根上で作業する可能性がある場合において、労働者又は工事業者に対し、作業の変更等計画の段階から労働者の就業に係る危険性を除去又は低減する措置等（労働安全衛生規則第524条に示す措置を含む。）を徹底され、絶対にスレート等を踏み抜くことによる墜落災害を発生させないという姿勢で臨むようお願いいたします。

～スレート踏み抜き防止対策～



労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。